

村民 相談室



“分からない…”に付け込まれないで！！ マイナポイントに乗じた詐欺にご注意ください！

【問い合わせ】消費生活センター(村民相談室内 ☎287-0858)

マイナポイント事業は、マイナンバーカードを利用したポイント還元制度で、9月から令和3年3月までの7か月間実施されます。これに伴い、同事業を装った詐欺等の犯罪や消費者被害の発生が懸念されています。怪しいなと思ったら、遠慮なく相談するようにしましょう。



マイナンバーPRキャラクター マイナちゃん



詐欺に遭わない 5つのポイント

その1 マイナンバーカードや通帳、キャッシュカード等を第三者に渡さない！

マイナポイントの申請等で通帳やキャッシュカードを預かったり、確認したりすることはありません。

その2 「手数料」という単語や金銭の話が出たら詐欺だと疑う！

マイナポイントの申請には金銭の支払いは発生しません。金銭や手数料の振り込みを求められたら、詐欺の可能性がります。

その3 個人情報、むやみに他者へ教えない！

マイナンバーや金融機関の口座番号、口座の暗証番号、資産の情報、家族構成など大切な個人情報はむやみに口外しないようにしましょう。

その4 申請の方法を正しく理解し、安易に代行を依頼しない！

その5 見知らぬ人が訪ねてきて、怪しいと感じたら対応しない！

【怪しいなと思ったら… すぐに相談しましょう！】

警察相談電話番号(☎#9110)、消費者ホットライン(☎188)、マイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120-95-0178)のいずれかにご相談ください。

次のようなことに注意してください

- ▽役場の職員を名乗る相手から、マイナンバーカードの取得申請やマイナポイント予約などの手続きを案内され、マイナンバーや、口座番号・口座の暗証番号、資産の情報、家族構成などの個人情報を聞かれた。
- ▽マイナポイント申請を代行しているという業者から電話がかかってきて、申請を代行すると言われて手数料を要求された。

総務省や村の職員、その関係者等が個別に自宅を訪問し、制度の手続きを行ったり、説明したりすることは決してありません！

ねんきんダイヤル(☎0570・05・1165(ナビダイヤル))

■問い合わせ

年金生活者支援給付金が支給される。年金に上乗せ支給される。※お支払いは、原則2か月分を翌々月の中旬に、年金と同じ受け取り口座に、年金とは別に振り込まれます。

■【年金生活者支援給付金が支給される】

お支払い月の月上旬に、年金機構から振込通知書が送付される。

■【振込通知書を受け取る】

年金機構から送付される審査結果の通知を確認する。

■【審査結果を受け取る】

基礎年金の請求書と併せて、水戸北年金事務所または、役場住民課保険年金担当窓口(役場行政棟1階)で本制度の申請をする。

■【請求手続きの流れ】

基礎年金の請求書と併せて、水戸北年金事務所または、役場住民課保険年金担当窓口(役場行政棟1階)で本制度の申請をする。

■【請求手続きの流れ】

▼障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方で、前年の所得額が462万円1000円(扶養親族の数に応じて増額)以下である方

■【対象となる方】

▼老齢年金を受給している方で、▽65歳以上▽世帯員全員の村民税が非課税▽前年の年金収入額とその他の所得額の合計が87万9900円以下——を満たす方

国民年金
だより
ご存じですか?「年金生活者支援給付金制度」

